

第1期 沼田町地域福祉実践計画

令和6年度～令和10年度



令和6年4月

社会福祉法人 沼田町社会福祉協議会

はじめに

社会福祉法人沼田町社会福祉協議会

会 長 松 田 剛

少子高齢化、人口減少問題が大きな課題となっている今日、核家族化の進行により、家庭や地域における相互扶助が薄れがちになり、地域全体の連帯感も希薄化してきていることが懸念されています。これからの地域づくりは、住民一人ひとりが住み慣れた地域で、心豊かに安心安全な生活をおくれる仕組みを構築し、そのことを地域に根づかせていくことが大切であります。そのためには、住民が抱える様々な生活課題の解決や、生活環境の支援のために沼田町、各町内会、関係機関等との連携を深め、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的制度による支援（公助）によって、取り組んでいく必要があります。沼田町ではこれまで、高齢者等の在宅福祉サービスの中心的な事業所として、その役割を沼田町社会福祉協議会が担って参りました。

平成12年4月から導入された介護保険制度は、これまでの福祉制度からの大きな転換期となり、その後幾度の制度改正を経て今日に至り、要介護や要支援状態の方々、更には、介護予防を必要とされる方に対する様々なサービスを、それぞれの事業者（所）が、その役割を果たしております。

高齢化率（65歳以上人口）が44%を超える中、沼田町では、暮らしの安心センターを中心に「あるくらす団地」の高齢者住宅を整備し、地域住民によるボランティア活動の支援を受けながら、健康寿命の延長、在宅での生活を助長するための様々な方策により、要介護状態になる時期を少しでも遅らせ、在宅において快適な生活をおくれることが出来るよう、地域全体で取り組んでおります。

わずかな支援や見守りを、負担にならない手助けを行うことで、在宅での生活を維持できるよう、これからも必要な支援の構築に努めて参ります。

また、各町内会とも連携を図り、福祉委員を配置し、地域での孤立者や見守りにも力を入れ、ネットワークづくりも行なって参ります。

沼田町が策定した「沼田町第9期高齢者保健福祉計画」との整合性を充分に図り、今、求められている社会福祉協議会の役割を的確に捉え、住民の皆様にとって、住みよい町づくりを目指していきたいと考えております。

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受け、地域での交流や活動が思うように出来ない状況でしたが令和5年5月から2類から5類への移行により制限が緩和されました。今後はこの3年間を取り戻し、地域の福祉活動が活発になりますよう取り組んで参ります。

目 次

第1章 地域福祉実践計画とは

1. 地域福祉実践計画について.....	1
2. 計画の構成と期間.....	1
3. 基本理念と目標.....	1

第2章 地域福祉の現状と課題

1. 地域の現状	2
2. 沼田町社会福祉協議会の現状と課題	3
3. 地域福祉の課題.....	4
4. アンケート調査の結果	5
5. アンケートについて	9

第3章 第1期地域福祉実践計画

1. 住民が助け合い、支え合う活動の推進	10
2. 地域とつながる社協づくり	10
3. 一人ひとりが生きる力を発揮できる福祉サービスの体制づくり	11

資料編

1. 高齢者世帯の状況.....	12
2. 障がい者の推移.....	12
3. 北空知市町の人口及び高齢者人口推移.....	12
4. 沼田町社会福祉協議会組織.....	13
5. 沼田町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定要綱.....	13
6. 沼田町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会設置要綱に関する規程.....	14
7. 沼田町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員名簿.....	15

第1章 地域福祉実践計画とは

1. 地域福祉実践計画について

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域の実情やニーズに応じ行政や地域の福祉関係事業者、公私の関係機関の参画によって事業を展開しています。

今後、国が提唱する地域共生社会の実現に向けて、住民同士が主体的なつながりを持って具体的な支援の仕組みを構築することが地域の支援体制づくりにおいて重要であり、中長期的な展望を持って「計画的」に進め、地域事業を考慮しながら社協事業での成果を適宜取り入れ、社協の進む方向性を定め、地域住民、各種機関等に社協を見せる化していく必要があります。また、計画の策定により地域生活課題の共有、目標に対する合意形成を図り、役割分担や協力体制の必要性を明らかにし、住民等の社協活動への理解を深め、協力体制の構築や地域福祉活動が体系的に進められ、住民参加や町をはじめ関係機関等との連携が円滑に進めていくことができます。

2. 計画の構成と期間

この計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします。社会状況や地域の実情に応じて随時計画の見直しを行います。

実施事業については、各年度末において計画推進状況を地域福祉実践計画策定委員会において評価を行い、翌年度事業の見直しを行います。

3. 基本理念と目標

【基本理念】

みんなに寄りそう社協

【基本目標】

住民が助け合い、支え合う活動の推進

地域とつながる社協づくり

一人ひとりが生きる力を発揮できる福祉サービスの体制づくり

1. 地域の現状

(略歴)

沼田町の開拓は明治 27 年、富山県人沼田喜三郎翁が郷里から 18 戸の移住を図ったのがはじまりです。大正 3 年、北竜村より分離し、上北竜村と称し、戸長役場を設置しました。大正 7 年に幌加内村を分割し、大正 8 年には二級町村制を施行、村名を上北竜村とし、大正 11 年沼田村と改称、昭和 22 年に町制を施行しました。

石狩平野の最北部に位置し、かつては炭鉱と稲作の町として繁栄してきましたが、昭和 43 年に雨竜炭鉱が閉山し、その後稲作中心の農業の町へと転換しました。

平成 11 年には沼田町をロケ地とした NHK の連続テレビ小説「すずらん」が全国で放送され、現在は雪のエネルギー利活用や 7 月上旬から幌新地区で見られるほたる、8 月中旬金曜日・土曜日には北海道 3 大あんどん祭りの一つとして「夜高あんどん祭り」など元気な沼田町を全国へ PR しています。

(人口)

沼田町では、昭和 30 年に人口が 19,362 人に達しましたが、それまであった炭鉱が全て閉鎖された昭和 45 年には 8,177 人まで急激に減少し、それ以降現在まで人口減少が続いています。

平成 27 年以降の人口は緩やかに減少を続け、令和 22 年には約 1,900 人（現在から約 43% 減少）になり、令和 42 年には約 1,080 人（現在から約 67% 減少）になるものと推計されています。

(地域づくり)

沼田町のような地方の小規模自治体は、地域の特性を最大限に生かした戦略を自分たちの手で進めることが大切です。人口減少の時代に地方が真に成長し続けるためには、行政だけでなく地域の住民が様々なかたちで地域づくりに参加することが必要です。社会福祉協議会としても、コミュニティデザインの手法を活用しながら住民と行政が協働したまちづくりへの協力を行なっています。まちづくりの取り組みとして、行政が平成 25 年度より、高齢者が市街地で歩いて暮らせる範囲に医療福祉・買い物・住まい等の生活に必要なサービスを集約し、まちをコンパクトにすることで高齢者が安心して暮らせる町を目指す「沼田町農村型コンパクトエコタウン構想」を推進しています。社会福祉協議会としても住民とともに参加型の地域づくりを行うことで、持続可能な事業運営と成長が実現できるよう活動しています。

2. 沼田町社会福祉協議会の現状と課題

（現在の状況）

社会福祉協議会では、共同募金委員会、老人クラブ連合会、福祉委員会、ボランティアセンター運営委員会の団体の事務局を担い、沼田町暮らしの安心センターでデイサービスセンターの1施設を町より指定管理として委託されております。

また、旭町と緑ヶ丘活性化センターを利用して毎月各1回行われている、「高齢者サロン」の活動支援も行っております。加えて、毎月第3土曜日には地域交流事業「みんなの食堂」を開催し、地域住民の皆さんが世代や分野を越えてつながる事で様々な困難に直面した場合でも頼れる人や場所ができるような環境づくりに努めております。

（財源）

社会福祉協議会の自主財源は、町内各世帯より（1世帯800円）年会費をいただき、また、町内各事業所にあつては会員（団体特別会員、個人特別会員、賛助会員、個人会員）となつていただいております。また、寄付金等の収入により貴重な財源が確保されておりますが、社会福祉協議会の財政状況は極めて厳しく、沼田町より財政支援を受けております。

（人材の確保）

一方、マンパワー（介護員等）の確保も重要となっており、計画的な職員採用と適正な事業運営を行っています。また、職員の専門性、知識の習得、技術の向上、社会情勢や時代の流れに対応した多様性が求められている中、必要となる資格の取得、研修の場への参加等、可能な限りにおいて対応をし、利用者の皆様へのサービス提供に支障をきたさないよう、沼田町と連携を図りながら、質の高いサービスの提供を行って参ります。

（介護サービス）

町内には昭和44年に開設（平成16年7月新園舎工事竣工）した「養護老人ホーム和風園」（入所100床、ショートステイ3床）は、特定施設入所者生活介護事業所（ショートステイ1床）と訪問介護事業所を兼ね備えています。

昭和60年に開設した「特別養護老人ホーム旭寿園」（入所80床、ショートステイ10床）は、それぞれ施設、在宅サービスの中心的な役割を担っています。

また、平成21年に開設した「認知症対応型グループホームなごみ」（1ユニット9名）も運営されています。

一方、沼田町より指定管理を受けている地域密着通所介護（介護予防、定員18名/日）と、訪問による在宅サービスを行う居宅介護支援、訪問介護及び障害に対する訪問介護事業を平成12年より社会福祉協議会が担っており、介護保険法に基づく事業所の指定をそれぞれ受け、事業を推進しています。

平成12年にスタートした介護保険制度導入以降、在宅サービス等を実施する民間事業者が沼田町に一時参入したがその後閉鎖し、沼田町が実施する福祉サービス（生きがいデイサービス、高齢者サロン）を社会福祉協議会が受託事業として提供しています。

（福祉サービス）

介護保険事業以外のサービスとして、配食サービス、生きがいデイサービス、ちょべっとサポート、安心電話サービス、高齢者杖・補助具助成、介護用品助成金支給、高齢者サロン等の高齢者等が安心して住み慣れた自宅で暮らすための事業を行っています。また、生活援護資金貸付、生活福祉資金貸付の受付、緊急用食料等給付等の生活困窮者に向けたサービスも行っています。そのほか、地域住民の助け合い・支え合いの場として地域交流食堂を運営しています。

（福祉委員）

沼田町福祉委員連絡協議会は、平成7年5月31日と6月19日に一人暮らしの高齢者が自宅で亡くなり、1週間後と10日後に発見されるという痛ましい事案が続けて発生したことをきっかけに、「福祉委員設置の懇談会」を町内各行政区で開催し、福祉委員の必要性をご理解いただき平成9年6月13日に発足しました。

各行政区から選出された福祉委員の皆さまには、地域での日常生活の中で、老衰、虚弱などで見守りや支援が必要と見受けられる「気になる人」の見守りと、社協や行政へのつなぎの役割、そして、高齢者等見守りサポート事業『はあとふる沼田』で見守りをして欲しい方の地域の見守りとして、声かけ・助け合い・支え合い・気づきの役割を担ってもらっています。

3. 地域福祉の課題

かつての日本は、家族同士や地域の人々との助け合いによって、生活の様々な場面で支え合いながら生活をしていました。戦後、高度成長期以降、核家族化や共働き世帯の増加、個人主義などの社会変化によって、それらの支え合いの役割の一部は公的支援制度の整備と公的支援によって充実を図ってきました。

しかし、少子高齢、人口減少の進行、高齢化や生涯未婚率の上昇により、経済社会の縮小による地域経済の担い手不足と地域全体の活力低下、支える側と支えられる側のバランスの変化、家族形態の変化などによる社会保障制度全体の機能不全が懸念されています。また、地域のつながりの弱まりや家庭の機能低下等によって、社会的孤立や制度の狭間の問題、福祉課題の複雑化の問題、身近な生活課題への支援の必要性の高まりの課題が顕在化しています。

そこで、我が国ではこうした社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野を問わず地域住民や地域の多様な主体が参画し地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

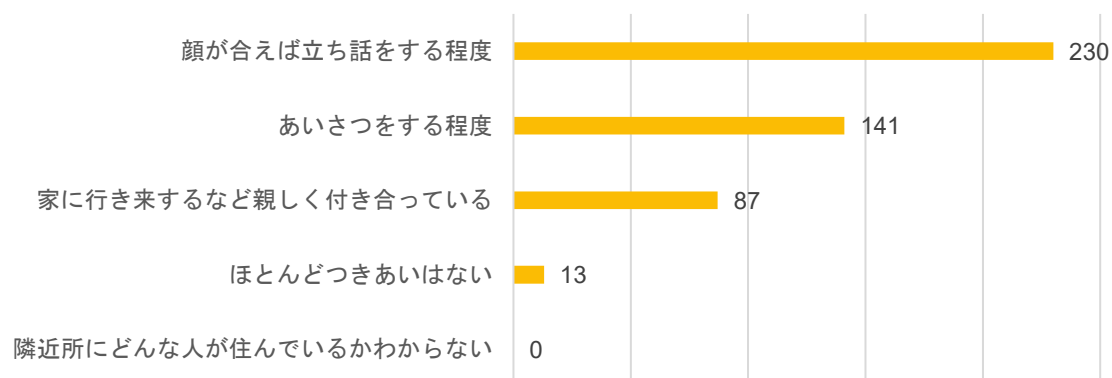
沼田町における第1期地域福祉実践計画の策定にあたって、地域に生きる一人ひとりが尊重され、その生きる力や可能性を最大限発揮し、誰もが役割を持ってお互いを配慮し、存在を認め合い、支え合う社会を醸成する「地域共生社会」の実現に向けて推進してまいります。

4. アンケート調査の結果

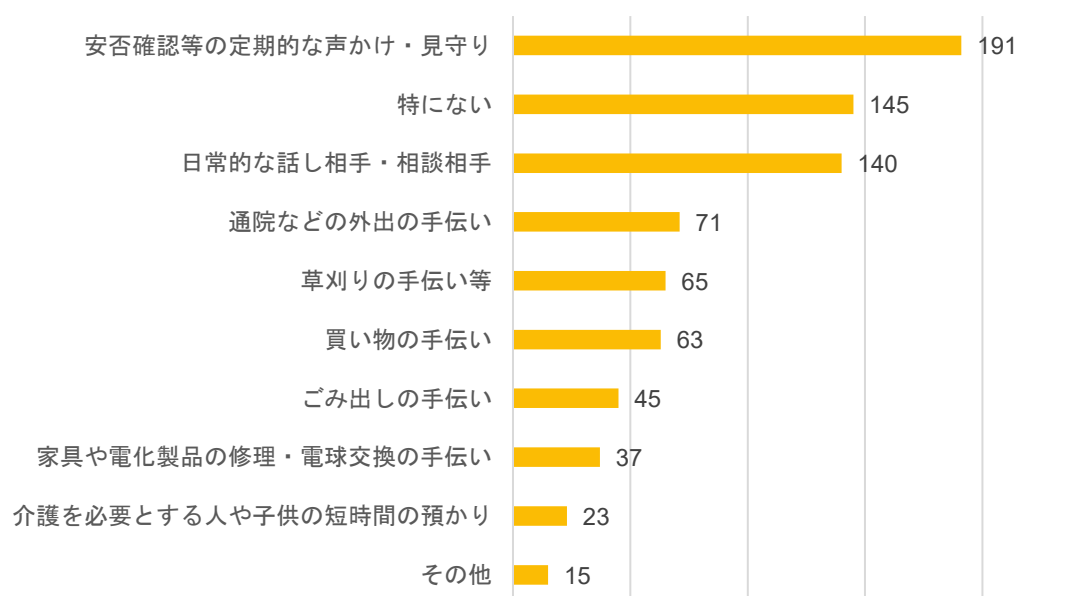
〈町民アンケート調査〉

調査対象者	町民 9 5 0 名を無作為抽出
調査方法	戸別配布・郵送回収及びインターネット回答
調査実施期間	令和 5 年 1 1 月 1 日～令和 5 年 1 2 月 1 5 日
回収結果	配布件数 9 5 0 件、回収件数 4 7 3 件（男性 51%、女性 49%）、回収率 5 0 %

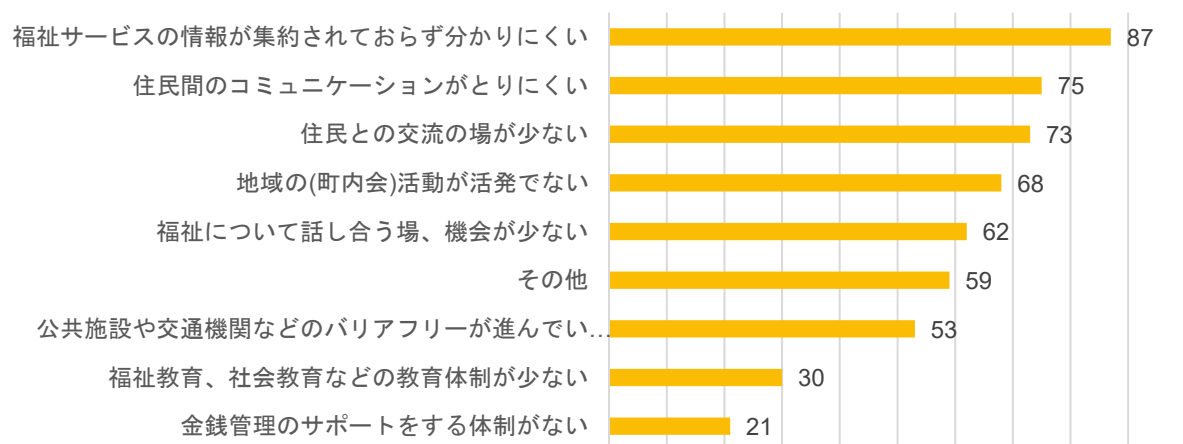
■近所との付き合いの程度



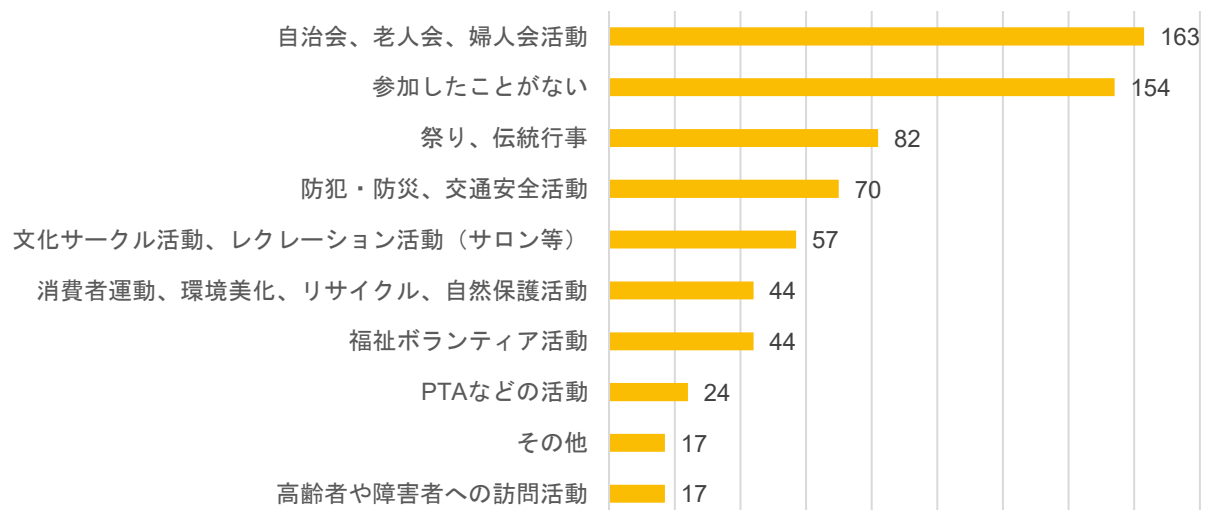
■手助けが必要になったとき、近所の人にどのような支援をしてほしいか（複数回答）



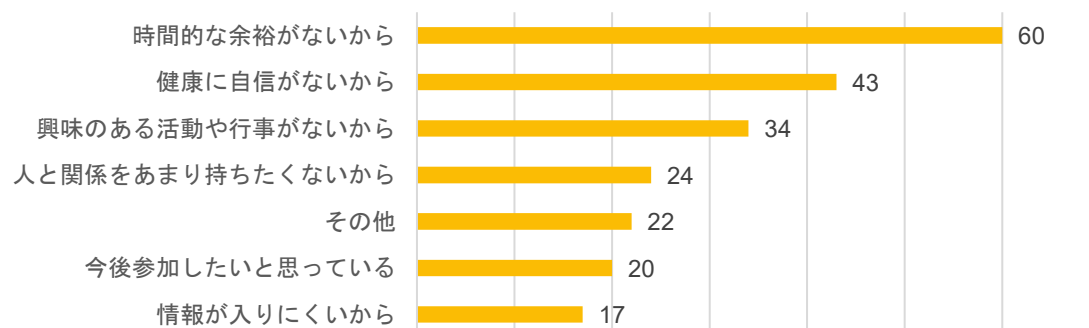
■地域で気になるところ（複数回答）



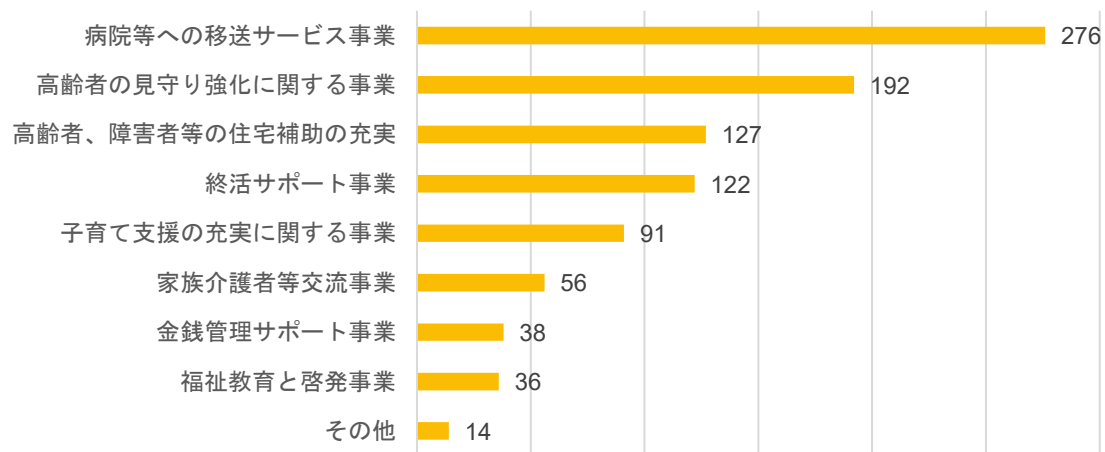
■地域活動への参加状況（複数回答）



■地域活動に参加が難しい理由 地域活動に参加したことがないと答えた方に質問（複数回答）



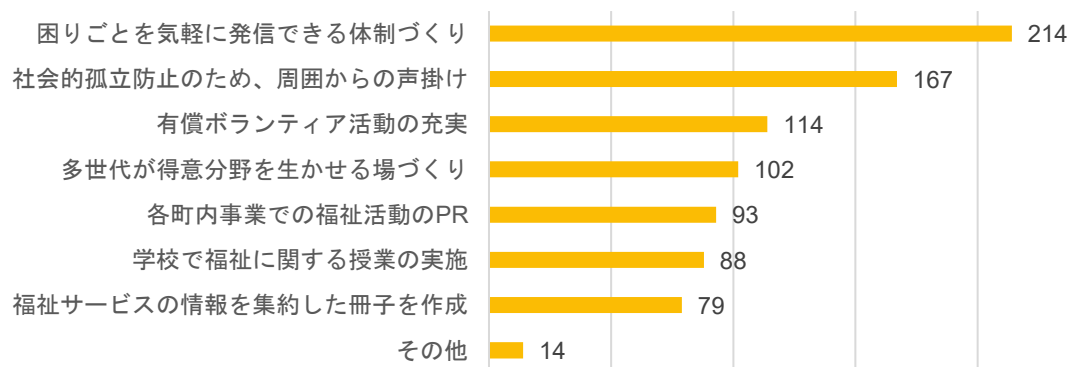
■町内であれば良いと思うサービス（複数回答）



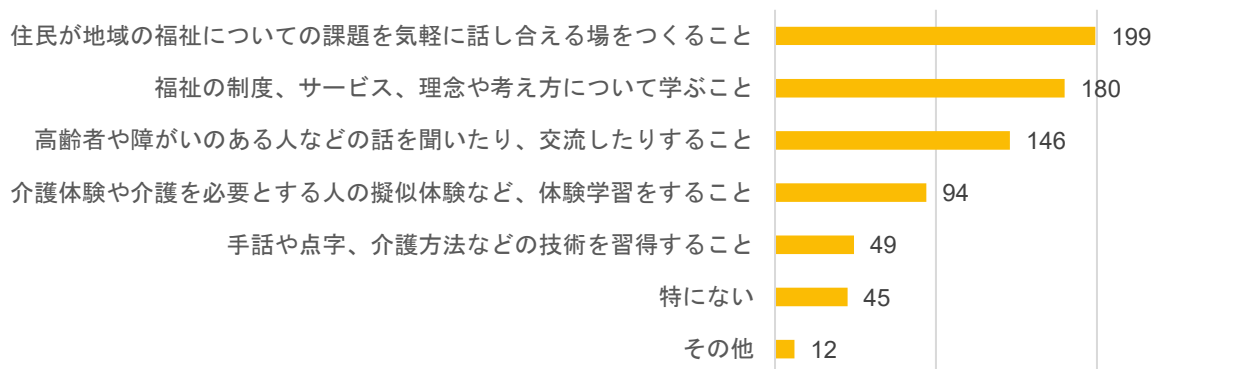
■助け合いながら暮らすために重要だと思うこと（複数回答）



■支え合いと助け合いに関心を持ってもらうために必要な取り組み（複数回答）



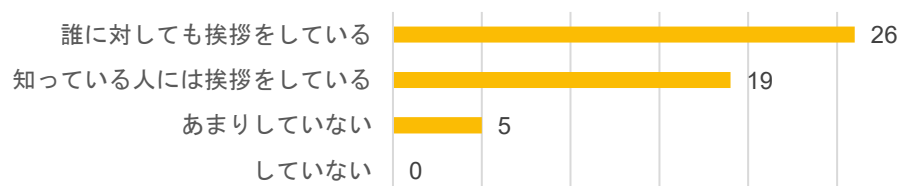
■住民が福祉について理解を深めるために必要な機会（複数回答）



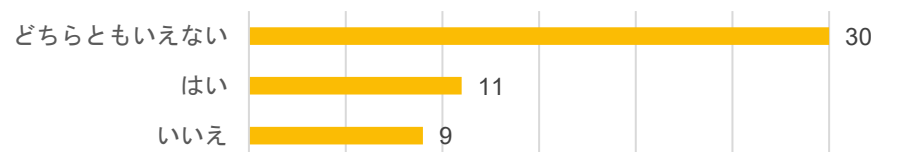
〈中学生アンケート調査〉

調査対象者	沼田中学校生徒 54 名
調査実施期間	令和 5 年 11 月 1 日～令和 5 年 12 月 15 日
回収結果	配布件数 54 件、回収件数 50 件、回収率 93 %

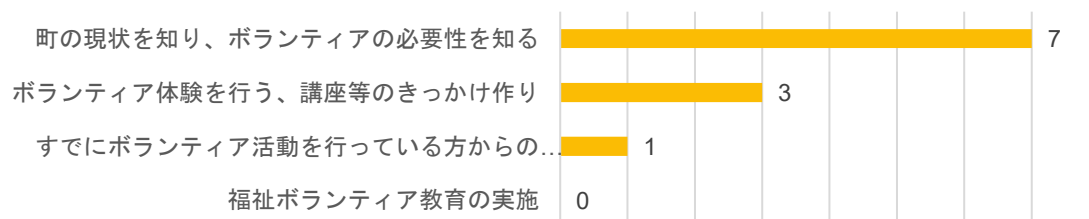
■近所の人への挨拶



■ボランティア活動へ参加したいか

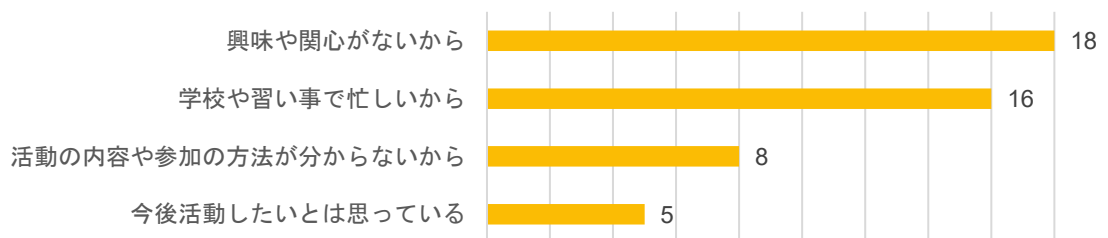


■ボランティア活動者を増やすための取り組み ボランティア活動に参加したいと答えた方へ質問

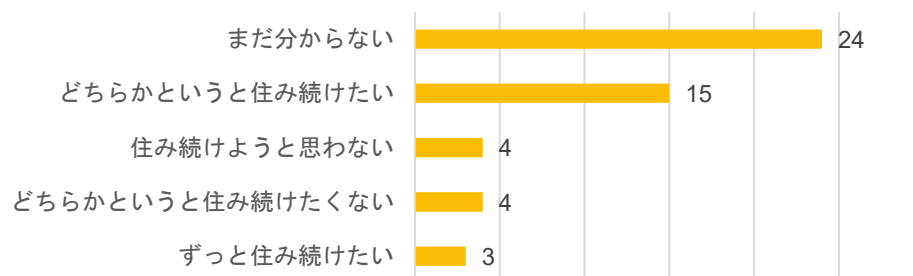


■ボランティア活動に参加したいと思えない理由

ボランティア活動に参加したくない、わからないと答えた方へ質問（複数回答）

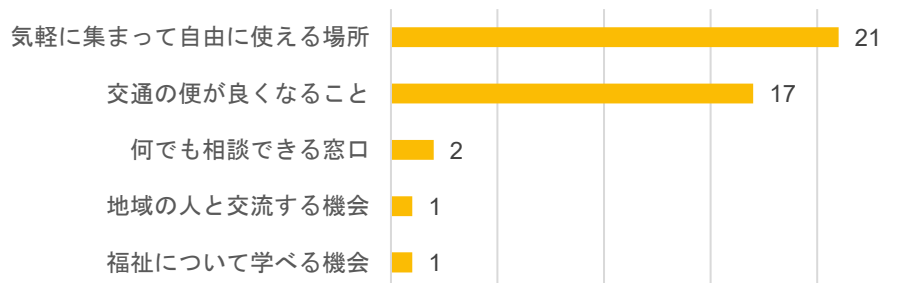


■沼田町に住み続けたいか



■沼田町に住みやすくなる福祉の取り組み

どちらかというに住み続けたくない、住み続けようと思わない、まだわからないと答えた方に質問（複数回答）



5. アンケートについて

沼田町民の皆さまおよび沼田中学校生徒の皆さまにご協力をいただき、地域福祉に関するアンケート調査を実施させていただきました。

現在の沼田町の福祉に対する貴重なご意見やご要望をいただいたことで、ニーズの把握により社協が取り組むべき事業について検討することができました。皆様のご理解とご協力に厚く御礼を申し上げます。

皆様の期待に副える活動ができるよう、町並びに関係機関と連携しながら事業を推進して、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

第3章 第1期地域福祉実践計画

基本理念

みんなに寄りそう社協

基本目標 1		
住民が助け合い、支え合う活動の推進		
推進項目		
①		②
住民参加により地域の福祉課題解決のための取り組みを推進します		自分のまちをみんなで支える活動を充実させていきます
具体的事業		内 容
①	小地域ネットワーク事業	福祉委員による地域高齢者等の見守りサポート
	ボランティアセンター	ボランティア活動の普及と人材育成の推進
②	福祉教育事業	支え合い・助け合うまちづくりのための学びの場を提供
	地域交流食堂事業	多世代のふれあい、支え合い・助け合いの場の提供
	赤い羽根共同募金	個別世帯、法人、団体への協力呼びかけ

基本目標 2		
地域とつながる社協づくり		
推進項目		
①		②
福祉情報を集約し、わかりやすい情報発信を行います		地域の福祉活動の輪を広げていきます
具体的事業		内 容
①	情報提供広報事業	年2回社協だよりを発行
	ホームページ、SNS 発信	社協ホームページ、Instagram、公式LINEによる社協情報の発信
	福祉情報冊子作成	町内の福祉情報を集約した冊子を作成
②	高齢者就労支援事業	定年退職した高齢者や、健康な高齢者の希望に応じ、臨時的・短期的な仕事を提供

基本目標 3		
一人ひとりが生きる力を発揮できる福祉サービスの体制づくり		
推進項目		
①		②
住民一人ひとりの様々な困りごとに対して、受け止める体制を整備し、課題解決に取り組めます		多様な生活課題に対して、福祉サービスと制度の利用によって、自立した生活を支援します
具体的事業		内 容
①	福祉なんでも相談窓口	誰でもいつでも気軽に福祉について相談できる窓口を開設
	心配ごと相談	2 か月に 1 回気軽になんでも相談できる場所を提供
②	介護保険事業	利用者の意向やニーズに沿って、保健・医療・福祉の各専門職と連携を図り、効果的なサービスを提供
	生活援護資金貸付事業	一時的な困窮世帯へ貸付を行うことで経済的自立を促す
	生活福祉資金貸付	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯からの相談、受付
	緊急用食料等給付事業	緊急性を要する一時的な生活上の困難に直面している町内居住の世帯に対し、食料等の現物の給付によって生活再建に向けた支援を行う
	介護用品助成金支給事業	要介護 2・3 の介護サービスを利用している町民を対象に、紙おむつ等購入費用の助成による経済的支援
	歳末たすけあい募金見舞金	低所得者や独居高齢者、ひとり親に対し歳末たすけあい募金を原資として見舞金を支給
	電話サービス	病弱な 1 人暮らしの高齢者等で訪問を望まない人や、遠隔地等で頻繁に訪問ができない方に対して、電話で日常生活上の相談を受け、安否確認を行う。
	配食サービス	生活に不安を抱える 1 人暮らしの高齢者・夫婦世帯の高齢者等に対し、昼食を配達し、安否の確認と栄養状態の改善を行う
	町からの受託事業	高齢者の外出機会の確保と認知予防、生活指導や日常動作訓練等を行う
	ちょべっとサポート事業	地域住民が住み慣れた我が家で安心して暮らせるように、日常生活の手助けを行う
	高齢者杖・補助具助成事業	高齢者が使用する杖・杖先ゴム・アイスピックの助成による経済的支援
	福祉有償運送事業	公共交通機関の利用が難しい、要介護者、身体障がい者に対して個別輸送を行う

1. 高齢者世帯の状況

	人口	世帯数	男性	女性	計	65歳以上人口	一人世帯	高齢者世帯	介護認定者数
平成30年度	3,120	1,506	1,479	1,641	3,120	1,316	223	252	171
令和元年度	3,053	1,488	1,441	1,612	3,053	1,310	219	249	171
令和2年度	2,982	1,467	1,408	1,574	2,982	1,287	207	232	168
令和3年度	2,952	1,457	1,407	1,545	2,952	1,284	200	203	173
令和4年度	2,914	1,453	1,382	1,532	2,914	1,293	189	205	179

2. 障がい者の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	201	195	198	192	199
知的障がい者	37	35	37	39	39
精神障がい者	16	19	20	20	25
合計	254	249	255	251	263

3. 北空知市町の人口及び高齢者人口推移

北空知市町別人口推計

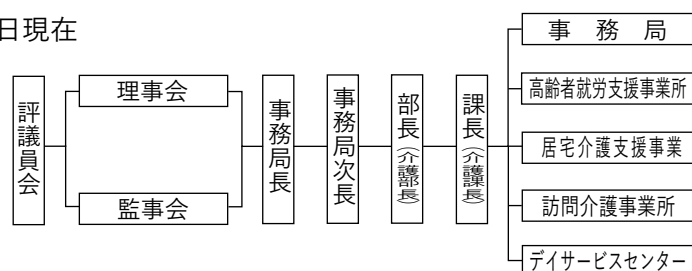
	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
沼田町	2,982	2,610	2,331	2,076	1,843	1,621	1,421
深川市	20,039	17,824	16,006	14,281	12,675	11,209	9,878
妹背牛町	2,693	2,317	1,985	1,683	1,416	1,182	988
秩父別町	2,329	2,114	1,914	1,721	1,552	1,388	1,247
北竜町	1,724	1,532	1,352	1,189	1,032	898	778
計	29,767	26,397	23,588	20,950	18,518	16,298	14,312

北空知市町別高齢者人口推計

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
沼田町	1,287	1,170	1,100	1,019	940	851	747
深川市	8,551	8,055	7,447	6,922	6,380	5,889	5,350
妹背牛町	1,269	1,139	1,004	885	770	678	582
秩父別町	993	930	854	786	706	641	573
北竜町	775	716	635	569	504	454	400
計	12,875	12,010	11,040	10,181	9,300	8,513	7,653

4. 沼田町社会福祉協議会組織

令和6年4月1日現在



5. 沼田町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人沼田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる地域共生社会の実現を計画的、効果的に実行するため、地域住民をとりまく幅広い社会資源を結びつけ、地域福祉のニーズを把握し、計画的な地域福祉活動の展開、地域づくりの基盤・体制づくり、事業運営に取り組むための地域福祉実践計画を策定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(策定者)

第2条 策定者は社会福祉法人沼田町社会福祉協議会とする。

(策定主管)

第3条 策定主管は沼田町地域福祉実践計画策定委員会とする。

(計画策定期間)

第4条 計画策定期間は1年間とする。

(計画設定期間)

第5条 計画設定期間は令和6年度～令和10年度までの5年間とする。

(名称)

第6条 計画の名称は沼田町社会福祉協議会地域福祉実践計画とする。

(策定方法)

第7条 本会内に地域福祉実践計画策定委員会を設置し、計画内容を検討した後、本会会長へ答申。その後、理事会に諮り、計画を決定するとともに、各年度の事業計画に盛り込まれた計画の具現化を図るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

6. 沼田町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会設置要綱に関する規程

（目的）

第1条 社会福祉法人沼田町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、地域福祉実践計画を策定するため、沼田町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（委員の構成）

第2条 委員会は委員20名以内で構成する。

2 委員は、本会の事務局、理事会、保健・医療・福祉等の各関係団体に携わる者から本会会長が選任する。

（委員会の運営）

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、本会会長が任命する。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は会務を統括し、委員長に事故あるとき又はかけた時は、副委員長がその職務を代理する。

4 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

5 委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は委嘱日より計画終了年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

（委員の報酬等）

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

（委員会の協議内容）

第6条 委員会は次に掲げる事項について調査審議等をするものとする。

- （1）計画策定に必要な地域の実態やニーズの把握、課題の整理、分析等に関すること
- （2）計画策定に係る関係期間・団体との情報交換、連絡調整に関すること
- （3）計画の進捗状況の点検・評価に関すること
- （4）計画案の協議、作成及び提案に関すること
- （5）その他計画の策定に必要な事項に関すること

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、沼田町社会福祉協議会事務局が行う。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

1. この規程は、令和5年7月1日から施行する。

7. 沼田町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員名簿

	氏 名	選 出 区 分	備 考
1	須網 賢一	民生委員児童委員協議会 会長	委員長
2	中野 栄治	社会福祉協議会 副会長	副委員長
3	高野 欽也	福祉委員連絡協議会 会長	
4	生沼 流美子	ボランティア運営委員会 委員長	
5	込山 綾乃	民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
6	横山 麻絵	民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
7	按田 義輝	社会福祉協議会 常務理事	
8	森田 秀幸	町保健福祉課 主幹	
9	山下 広大	町保健福祉課 主査	
10	片岡 輝雄	社会福祉協議会 事務局長	
11	畠山 美幸	社会福祉協議会 介護部長	
12	大原 眞智子	社会福祉協議会 主任	